

令和7年 10月 29日

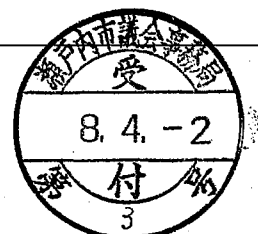
瀬戸内市議会議長
小野田 光 様

瀬戸内市議会議員 河本 裕志

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期 間	令和7年 8月 18日(月) ~ 令和7年 8月 20日(水)
研修会名	令和7年度市町村議会議員研修【3日間コース】 地方議員のための政策法務 ～政策実現のための条例提案に向けて～
開催場所	滋賀県大津市 JIAM
研修目的・ 内容	研修目的：政策実現のための条例提案 条例課題をテーマに条例作成を考察する 内 容：講師の講義からグループ討議と発表 ① 地方議員と政策法務 ② 法制執務の基本 ③ 演習導入（条例立案演習） ④ 条例立案演習 ⑤ 発表・意見交換・講評 18日(月) 地方議員と政策法務 新潟大学副学長・経済科学部 教授 穴戸 邦久 政策法務とは 【意義】 自治体における「政策」の定義 公共的な課題を解決するための活動の方針で、目的・手段の体系。 自治体における「法務」 ① 条例や規制を制定する「立法法務」 ② 既存の法令や条例を解釈・運用する「解釈法務」（主に業務） ③ 自ら起こした訴訟又は住民等から起こされた訴訟に対応「訴訟法務」 ④ 国等に対して提言を行う際に法的な理論武装を行う「政策提言法務」 等、およそ法的な観点をもつ仕事全般を含むもの。 政策法務とは、自治体が、目的を達成するために、法的な観点からの合理的な判断を行いながら仕事をする事。



<p>研修目的・ 内容</p>	<p>法制執務の基本 関西学院大学法学部 教授 小川 大和</p>
	<p>法の体型と一般原則 (1)法とは何か 社会の規範 (2)成文法 国の法・地方団体の法 (3)不文法 慣習法・条理・判例 法令の解釈 (1)事実の確定(事実認定) (2)法令の発見・解釈 (3)法令の適用 法令解釈の方法 拡張解釈 文言の意味を広く解釈する。不利益処分の場合には抑制すべき 縮小解釈 文言の意味を狭く解釈する 類推解釈 A(規定あり)とB(規定なし)という類似の事項について、類似するAに関する規定が適用されAと同じ結果になると解釈する 反対解釈 A(規定あり)とB(規定なし)という類似の事項について、規定がないBについてAに関する規定は適用されず、Aと反対の結果になると解釈</p>
<p>地方自治の本旨 ○住民自治 その地域における統治が、その住民の創意と責任において行われること(地公体と住民との関係) ○団体自治 国会の内部において、国から政治的に独立した一定の地域を基礎とする団体が、その地域における公共の事務をみずからの意思と責任に基づいて処理すること(国と地公体との関係)</p>	
<p>条例立案の留意点 1. 立法事実 条例の必要性・合理性を裏付ける事実(立法事実) 法的妥当性(合憲性・適法性を裏付ける事実) 2. 法的実効性 実効性確保手法 ① 罰則：義務違反の行為を行った場合に制裁を科す制度 ② 是正命令：義務違反の行為を行った場合に行為の停止原状回復等の是正措置を義務づける制度 ③ 処分取消：条例に違反した場合等に許可、認可、登録等の処分を取り消す制度 ④ 行政調査：義務違反等のおそれがある場合に情報収集を行う制度 ⑤ 氏名公表：望ましくない行為を行った場合に氏名等を公表する制度 3. 表現の正確さとわかりやすさ(条文作成の留意点) ① 「正確さ」 ア)言葉の正確さ イ)論理の正確さ ② 「わかりやすさ」</p>	

<p>研修目的・ 内容</p>	<p>ア)言葉の分かりやすさ イ)論理構成のわかりやすさ</p> <p>4. 法制化を行うときの視点(条文作成の留意点)</p> <p>① 既存の条例を参照しても、既存の条例に縛られない ア)既存の条例にあわせようと政策を変えてしまわない イ)政策を明確にして、既存の条例とギャップがある場合には、既存のものとは違う形でもきちんと書く</p> <p>② 常に全体を見渡すこと ア)一部改正の場合、他の部分と矛盾する場合がある イ)他の条例との関係も整理する</p> <p>③ 他人の視点で考えること ア)他人が見て、自分が思っているとおりに解釈してくれるかどうかを考える イ)規制を免れよう、逃れようという意識を持った人がいることにも留意する</p> <p>④ 文理解釈に耐えうる条文であることを常に意識すること ア)文理解釈をされても、書いた時点では、すべて想定している事柄は条文の中に正しく反映されている</p> <p>演習導入(条例立案演習)</p> <p>○地域支え合い活動推進条例</p> <p>○ハラスメント防止条例 地方議員に関するハラスメント例 議員から議員</p> <p>1. 性的な言動をする 2. 懇親会への参加や酒の酌、カラオケを強要する 3. 議会で質問に立たせない</p> <p>議員から職員</p> <p>1. 「異動させる」など人事への介入をほのめかす 2. 高圧的な態度で命令し、威嚇する</p> <p>有権者から議員</p> <p>1. 投票の見返りに不当な要求をする 2. 街頭演説中に体を触ったり、抱きついたりする</p> <p>ハラスメント防止条例 具体的内容</p> <p>1. 研修受講 2. 相談窓口 3. 第三者委員会設置 など 4. 議員名公表の自治体もある</p> <p>作成する条例</p> <p>1.ハラスメントの定義 2.責務 3.取組 4.防止措置 5,対象</p>
---------------------	--

19日(火)

条例立案練習

新潟大学副学長・経済科学部 教授 宍戸 邦久

関西学院大学法学部 教授 小川 大和

☆グループ別のテーマ

- ① こども育成・教育推進に冠する条例
- ② 議会基本条例
- ③ 地域支え合い活動推進条例
- ④ ハラスメント防止等に関する条例

四つのテーマ別にグループ分けして、条例化すべき政策内容の検討、条例骨子案等の作成を行った。

条例名:JIAM 市議会ハラスメント防止条例

この条例の目的

議員の地位を利用した市職員に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止するための措置を講じ、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な勤務環境の確保を目指す。それにより、市民から信頼される市政運営と議会の実現に資することを目的とする。

研修目的・
内容

○必要性（立法事実、政策は必要か、他の手段で実現できないか）

- 1 市民サービスの低下に直結するから
- 2 実害が出ているから
- 3 議員全員がハラスメントに対し、同じ認識を持つから
- 4 他の条例(議会基本条例、政治倫理条例等)で条文化することも可能だが、焦点を明確にしたいから
- 5 開かれた議会の実現につながるから

○有効性（手段は目的の実現に対し効果的か）

- 1 認識の統一
・定期的な研修会の開催
- 2 意識づけ
・研修会後のチェックリストとアンケートの実施

○効率性（他の目的実現の手段と比べコストを抑えるなど効率的か）

- 1 職員→既存相談窓口を利用し、窓口から議長へ申し入れ
議員→議長に相談

○その他の視点

- 1 第三者による認定機関の設置 ・冤罪を防ぐ ・予算確保
- 2 議長は調査結果により罰則を判断する ・謝罪文の提出は必須
(想定できる罰則)
・氏名の公表(家族まで影響が及ぶ可能性が否めない)

被害者のプライバシーの保護等

- 1 被害者のプライバシーの確保に十分配慮し、秘密を漏らしてはならない

委任

- 1 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める

<p>研修目的・ 内容</p>	<p>20日(水) 発表・意見交換・講評 新潟大学副学長・経済科学部 教授 宍戸 邦久 関西学院大学法学部 教授 小川 大和</p> <p><講評> ○子供の権利条例 理念の明確化がポイント。 ○議会基本条例 住民にとってどんなメリットがあるのかがポイント。 ○地域支え合い条例 対象が広い。 ○ハラスメント防止条例 信頼性の確保などとても参考になった 今後、第三者の認定を明確にすること 議会内での透明性</p>
<p>感想</p>	<p>ハラスメント条例を念頭に研修へ参加した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ████████ 議員による職員へのハラスメント行為により 多くの職員が退職した話を聞き、ハラスメントの恐ろしさを学んだ ・ ハラスメントには、相手の感情（受取方）が大きいので、恒に配慮を心がけることが大切なことを学んだ ・ 罰則も当事者だけではなく、被害者家族や加害者家族にも影響があり 対応も慎重にかつ第三者機関などを活用して、決定者に影響がないように考慮することが大切である ・ 瀬戸内市議会としても、多くの時間を話し合い条例制定へ努力したい